様式第２５号（第１６条関係）

第　　　号

　　　年　月　日

　様

福井県選挙管理委員会委員長　　　　　　印

利用停止をしない旨の決定通知書

　　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０１条第２項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 利用停止をしないこととした理由 |  |
| 担当 | 　（電話番号　　　　－　　－　　　　　内線（　　　　）） |
| 備考 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福井県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福井県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合において、福井県を代表する者は福井県選挙管理委員会となります。（なお、決定または裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定または裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）